

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により令和4年度の地籍調査に

関する事業計画を次のとおり定めた。

令和5年3月16日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
長崎市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び、災害等の迅速な復旧を図るため	八景町 田上二丁目 大崎町第1 宮摺町第1 青山町第1 青山町第2 金堀町第1 金堀町第2 大浦町 東山町 下町 平戸小屋町 江の浦町 南が丘町 南町 岩川町 浜口町 西山一丁目第1 西山一丁目第2 梁川町 竹の久保町 柳谷町	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
		片淵四丁目	令和4年4月1日から 令和6年3月29日まで
佐世保市	地籍の明確化により、防災対策の推進に資するため。	木風 南風崎第一 稲荷第一藤原 大和第一 大黒第一東山	令和4年4月1日から 令和6年3月29日まで
		大和第二	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	白山第6(残部) 白山第7・霊丘第1 白山第8・霊丘第2 白山第9・霊丘第3	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
諫早市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	貝津第2の1 貝津第2の2 久山第2 貝津第1の2 貝津第3の1 久山第3の1	
大村市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	三浦第三 三浦第四 三浦第五 三浦第六 三浦第七 三浦第八	
平戸市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	大久保第8 大久保第9 大久保第12 大久保第13 木引F 宝亀E 田代A 田代B 前津吉A 前津吉B 前津吉C 神上	

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により令和4年度の地籍調査に

関する事業計画を次のとおり定めた。

令和5年3月16日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
松浦市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	田原	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
		大崎 (今回追加) 赤木第1 (今回追加) 前田 (今回追加) 御厨里第1(今回追加) 御厨里第2(今回追加)	令和4年4月1日から 令和6年3月29日まで
対馬市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	樫根第4 樫根第5 琴第4-2 琴第5 琴第6 貝口第1 貝口第2 佐志賀第1 佐護西里第5-1 佐護西里第5-2 佐護東里第2 佐護東里第3 濃部第1 飼所第3 飼所第8 古里第1-1 久和第3	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
五島市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	増田第一 荒川第十三 荒川第十四 荒川第十五 小泊第一 小泊第三 小泊第四 小泊第五 増田第四 増田第五 野々切第一 野々切第二 野々切第三 野々切第四 野々切第五 野々切第六	
雲仙市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	北本町第3 雲仙第3	
南島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	須川西第1 須川西第2 永引無田第2 野田第3 野田第4 田平第6 田平第7 野田第2(残部)	